

## 瑞浪市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年11月16日

瑞浪市監査委員 小栗 孝信  
瑞浪市監査委員 棚町 潤

### 1 監査の対象

特定非営利活動法人 みずなみ常盤座  
公益社団法人 瑞浪市シルバー人材センター  
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

### 2 監査の実施日

令和5年10月17日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

## 瑞浪市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和5年12月25日

瑞浪市監査委員 小栗 孝信  
瑞浪市監査委員 棚町 潤

### 1 監査の対象事業等

- ①教総工第4号 稲津小学校改修工事(教育総務課)
- ②農工第7号 農産物等直売所規模拡大整備事業 バーベキュー場建築工事(農林課)

### 2 監査の実施日

令和5年11月7日

### 3 監査の方法

工事監査に係る工事技術調査業務を技術士に委託し、監査を実施。

### 4 監査の結果

提示されたすべての書類を検分し、疑問点は説明者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の状況について吟味した。その結果、当該工事の関係書類は必要に応じて十分であり、かつよく整理されており、適正に処理されていると判断した。

また、積算については、積算根拠資料もあり、重点的に調査した限りにおいては、適切な処理がされており、品質管理試験報告書等についても監督員のチェックもあり、設計内容に適合するものであると判断した。

技術調査の結果、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

## 瑞浪市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年4月30日

瑞浪市監査委員 小 栗 孝 信  
瑞浪市監査委員 三輪田 幸 泰

### 1 監査の対象

農林課  
家畜診療所  
農業委員会

### 2 監査の実施日

令和6年3月22日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。